



# 愛媛県報

発行 愛媛県

平成19年3月27日火曜日 第1847号

◇ 目 次 ◇  
告 示

不健全な図書類等の指定..... 314  
 愛媛県視聴覚福祉センターの点字印刷物売払代金の収納事務の委託..... 315  
 指定居宅サービス事業者の指定..... 315  
 指定居宅介護支援事業者の指定..... 315  
 指定介護予防サービス事業者の指定..... 315  
 指定居宅サービス事業を行う事業所の所在地の変更..... 316  
 指定居宅介護支援事業を行う事業所の名称の変更..... 317  
 指定居宅介護支援事業を行う事業所の所在地の変更..... 317  
 指定介護予防サービス事業を行う事業所の名称の変更..... 317  
 指定介護予防サービス事業を行う事業所の所在地の変更..... 317  
 指定介護療養型医療施設の指定の辞退..... 318  
 県営土地改良事業の事業計画書の縦覧(4件)..... 318  
 土地改良事業の工事完了の届出..... 318  
 保安林予定森林..... 319

土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定(3件)..... 319  
 土砂災害警戒区域の指定(2件)..... 324  
 道路の区域変更(県道東予玉川線)..... 326  
 道路の供用開始( " )..... 326  
 道路の供用開始(県道河辺小田線)..... 326  
 道路の供用開始(県道河辺小田線)..... 326  
 道路の区域変更(一般国道197号)..... 326  
 道路の供用開始( " )..... 327  
 道路の供用開始(県道宇和島下波津島線)..... 327  
 道路の位置の指定(2件)..... 327

公 告

土地(建付地)の売払い..... 327  
 特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請の公告..... 329

監 査 公 表

監査結果に基づく措置の公表..... 329

告 示

○愛媛県告示第527号

愛媛県青少年保護条例(昭和42年愛媛県条例第20号)第5条第2項の規定に基づき、次の図書類等を青少年の健全な育成を阻害するおそれのある図書類等として指定する。

平成19年3月27日

愛媛県知事 加戸守行

図書类等

種 別	番 号	名 称	号別又は発行年月日	発 行 者	諮 問 の 理 由
雑 誌	18 101	ニャン2倶楽部	4 月 号	(株) コアマガジン	著しく性的感情を刺激し、青少年の健全な育成を阻害するおそれがある。
"	18 102	アップル通信	4 月 号	三和出版(株)	
"	18 103	ULTRA YO!	V o l . 04	(株) 大 洋 図 書	
"	18 104	アップル写真館BEST of BEST	V o l . 11	(株) 大 洋 図 書	
"	18 105	特選!! 熟コレクション	3 月 号 増 刊	(株) メディアソフト	
"	18 106	コミックアムール	4 月 号	(株) サ ン 出 版	
"	18 107	レディースコミック・タブー	4 月 号	三和出版(株)	
"	18 108	愛の体験 Specialデラックス	4 月 号	(株) 竹 書 房	
"	18 109	実録三十路妻専科	V o l . 13	(株) 一 水 社	
"	18 110	コミック メガストア H	4 月 号	(株) コアマガジン	
"	18 111	COMIC阿伝	4 月 号	ヒ ッ ト 出 版 社	

"	18 112	COMIC 桃姫	4 月 号	富 士 美 出 版 (株)
ビデオ テープ	18 113	裏物ビンサロ本盗撮	H S - 24	シ - ア - ク
"	18 114	これが本当のナンパストリート15 下北沢編	J N S - 015	ド リ - ム ス テ - ジ
"	18 115	尺八温泉 第1巻 結城まりあ	F O - 01	Z A M F A C T O R Y
"	18 116	女優の穴 No.2	A N A - 02	(有)エイチ・エス映像
"	18 117	痴漢 無差別猥褻行為③	C K - 03	銀 太 郎 映 像
"	18 118	母と息子の近親相姦	S S S - 1	正 真 正 銘 !!
DVD	18 119	h.m.pカウントダウン2007[Ceres]BEST HIT Ranking 4時間	BNDV - 00435	(株)ビデオバンク
"	18 120	初少女 若草よつは	VFDV - 081	ク リ ス タ ル 映 像 (株)

○愛媛県告示第528号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定により、愛媛県視聴覚福祉センターの点字印刷物売払代金の収納事務を次のとおり委託した。

平成19年3月27日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 受託者の名称及び主たる事務所の所在地  
社会福祉法人愛媛県社会福祉事業団  
松山市道後町二丁目12番11号
- 2 委託期間  
平成19年4月1日から平成20年3月31日まで

○愛媛県告示第529号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者を指定した。

平成19年3月27日

愛媛県知事 加 戸 守 行

介護保険 事業者番号	指定居宅サービス 事業者の開設者の 名称又は氏名	開設者の主たる 事務所の所在地 又は住所	サービスの種類	指定居宅サービス事業所		指定年月日
				名 称	所 在 地	
3811028053	愛媛医療生活協同組合	愛媛県松山市中村3-1-1	訪問リハビリテーション	伊予診療所	愛媛県伊予市米湊816-1	平成19年2月1日
3870400615	社会福祉法人八幡浜市社会福祉協議会	愛媛県八幡浜市松柏乙1101番地八幡浜市保健福祉総合センター2階	訪問介護	湯島の里介護事業所	愛媛県八幡浜市五反田1番耕地806番地	平成19年2月1日
3870106345	株式会社中川メディカル	愛媛県松山市南梅本町甲58番地	特定施設入居者生活介護	シニアハウスうめの小町	愛媛県松山市南梅本町甲50番地2	平成19年2月23日

○愛媛県告示第530号

介護保険法(平成9年法律第123号)第46条第1項の規定により、次のとおり指定居宅介護支援事業者を指定した。

平成19年3月27日

愛媛県知事 加 戸 守 行

介護保険 事業者番号	指定居宅介護支援 事業者の開設者の 名称又は氏名	開設者の主たる 事務所の所在地 又は住所	サービスの種類	指定居宅介護支援事業所		指定年月日
				名 称	所 在 地	
3870106337	有限会社介護サービスせとか	愛媛県松山市美沢二丁目7番52号	居宅介護支援	居宅介護支援事業所せとか	愛媛県松山市衣山四丁目68-10衣山大東ビル203号	平成19年2月1日
3871400333	株式会社たかちほ	愛媛県西予市宇和町上松葉165番地1	居宅介護支援	ケアプラン明浜館	愛媛県西予市明浜町高山甲677番地	平成19年2月15日

○愛媛県告示第531号

介護保険法(平成9年法律第123号)第53条第1項本文の規定により、次のとおり指定介護予防サービス事業者を指定した。

平成19年 3月27日

愛媛県知事 加 戸 守 行

介護保険事業者番号	指定介護予防サービス事業者の開設者の名称又は氏名	開設者の主たる事務所又は住所	サービスの種類	指定介護予防サービス事業所		指定年月日
				名称	所在地	
3870200163	越智今治農業協同組合	愛媛県今治市北宝来町1-1-5	介護予防訪問介護	J A おちいまばり	愛媛県今治市鐘場町一丁目2番9号	平成19年2月1日
3870200163	越智今治農業協同組合	愛媛県今治市北宝来町1-1-5	介護予防福祉用具貸与	J A おちいまばり	愛媛県今治市鐘場町一丁目2番9号	平成19年2月1日
3870200163	越智今治農業協同組合	愛媛県今治市北宝来町1-1-5	特定介護予防福祉用具販売	J A おちいまばり	愛媛県今治市鐘場町一丁目2番9号	平成19年2月1日
3870200197	株式会社シルバーケアサービス	愛媛県今治市八町西4-1-12	介護予防訪問介護	株式会社シルバーケアサービス	愛媛県今治市八町西4-1-12	平成19年2月1日
3870200197	株式会社シルバーケアサービス	愛媛県今治市八町西4-1-12	介護予防通所介護	株式会社シルバーケアサービス	愛媛県今治市八町西4-1-12	平成19年2月1日
3870200510	特定非営利活動法人わをん	愛媛県今治市南日吉町二丁目2番38号	介護予防訪問介護	特定非営利活動法人わをん	愛媛県今治市南日吉町二丁目2番38号	平成19年2月1日
3870200619	有限会社唐子浜介護センター	愛媛県今治市東村三丁目1番38号	介護予防訪問介護	有限会社唐子浜介護センター	愛媛県今治市東村3-1-38ツカサビル1階	平成19年2月1日
3870200833	特定非営利活動法人フラット	愛媛県今治市新谷乙223番地72	介護予防訪問介護	特定非営利活動法人フラット訪問介護事業所	愛媛県今治市北宝来町三丁目1-13	平成19年2月1日
3870201203	介護機器のイトウ株式会社	愛媛県今治市蒼社町2-2-3	介護予防通所介護	蒼社町のデイサービス	愛媛県今治市蒼社町2-2-67	平成19年2月1日
3870400615	社会福祉法人八幡浜市社会福祉協議会	愛媛県八幡浜市松柏乙1101番地八幡浜市保健福祉総合センター2階	介護予防訪問介護	湯島の里介護事業所	愛媛県八幡浜市五反田1番耕地806番地	平成19年2月1日
3810628119	医療法人愛寿会	愛媛県西条市福武甲158-1	介護予防通所リハビリテーション	西条愛寿会病院	愛媛県西条市福武甲158-1	平成19年2月1日
3870800178	社会福祉法人愛美会	愛媛県四国中央市上分町8-2	介護予防通所介護	樋谷荘	愛媛県四国中央市上分町8-2	平成19年2月1日
3870800178	社会福祉法人愛美会	愛媛県四国中央市上分町8-2	介護予防短期入所生活介護	樋谷荘	愛媛県四国中央市上分町8-2	平成19年2月1日
3870800186	有限会社まごの手	愛媛県四国中央市川之江町4105番地21	介護予防訪問介護	まごの手	愛媛県四国中央市川之江町4105番地21	平成19年2月1日
3870800293	株式会社アライアンス	愛媛県四国中央市川之江町473番地1	介護予防訪問介護	アライアンス	愛媛県四国中央市川之江町473番地1	平成19年2月1日
3870900200	有限会社エクイティ	愛媛県四国中央市中之庄町26番地1	介護予防訪問介護	ライフケア紙ふうせん	愛媛県四国中央市中之庄町26番地1	平成19年2月1日
3871300145	ヒカリメディカルサービス有限会社	愛媛県四国中央市中之庄町398番地1	介護予防通所介護	デイサービスひかり	愛媛県四国中央市三島金子一丁目4番31号	平成19年2月1日
3871300210	有限会社シンシア	愛媛県四国中央市金生町山田井4番地1	介護予防訪問介護	訪問介護事業所シンシア	愛媛県四国中央市川之江町3217-1向陽ハイツ1階B号	平成19年2月1日
3871300244	有限会社ケアステーションやすらぎ	愛媛県四国中央市金生町下分969番地の1	介護予防通所介護	デイサービスセンターやすらぎ	愛媛県四国中央市金生町下分969番地の1	平成19年2月1日
3870106345	株式会社中川メディカル	愛媛県松山市南梅本町甲58番地	介護予防特定施設入居者生活介護	シンシアハウスうめの小町	愛媛県松山市南梅本町甲50番地2	平成19年2月23日

○愛媛県告示第 532 号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条の規定により、指定居宅サービス事業者から、次のとおり指定居宅サービス事業所の所在地を変更した旨の届出があった。

平成19年 3月27日

愛媛県知事 加 戸 守 行

介護保険事業者番号	指定居宅サービス事業者の開設者の名称又は氏名	開設者の主たる事務所又は住所	サービスの種類	指定居宅サービス事業所			届出年月日
				名称	所在地		
		変更前	変更後				
3870104043	有限会社ひめ	愛媛県松山市勝岡町1098番地2	訪問介護	ヘルパーステーションひめ	愛媛県松山市勝岡町1098番地2	愛媛県松山市太山寺町甲477番2	平成19年2月1日

3870105438	有限会社アイエムユー	愛媛県松山市居相三丁目14-18	訪問介護	訪問介護事業所アロハ居相	愛媛県松山市居相三丁目14-18	愛媛県松山市居相三丁目14-20	平成19年2月1日
3870106162	有限会社ひめ	愛媛県松山市勝岡町1098番地2	通所介護	デイサービスひめ	愛媛県松山市太山寺町477番2	愛媛県松山市太山寺町甲477番2	平成19年2月1日
3870900127	有限会社わかばケアサービス	愛媛県四国中央市三島宮川1-6-10	訪問介護	有限会社わかばケアサービス	愛媛県四国中央市三島宮川1-7-40	愛媛県四国中央市三島宮川1-6-10	平成19年2月11日
3870200395	有限会社四国フラッシュ	愛媛県今治市高市甲463番地1	訪問介護	ほのぼの指定訪問介護事業所	愛媛県今治市小泉1-9-26	愛媛県今治市高市甲463-1	平成19年2月12日

○愛媛県告示第 533 号

介護保険法（平成9年法律第123号）第82条の規定により、指定居宅介護支援事業者から、次のとおり指定居宅介護支援事業所の名称を変更した旨の届出があった。

平成19年3月27日

愛媛県知事 加戸守行

介護保険事業者番号	指定居宅介護支援事業者の名称又は氏名	開設者の主たる事務所又は住所	サービスの種類	指定居宅介護支援事業所			届出年月日
				名称		所在地	
				変更前	変更後		
3870105404	日本ケアシステム株式会社	愛媛県松山市堀江町甲2082番地1	特定施設入居者生活介護	シニアハウス「よるこび」	シニアハウスよるこび	愛媛県松山市堀江町甲2082-1	平成19年2月16日
3870500943	株式会社井手組	愛媛県新居浜市七宝台町甲2375番地の99	福祉用具貸与	株式会社井手組福祉用具貸与事業所	株式会社井手組	愛媛県新居浜市七宝台町甲2375番地の99	平成19年2月19日

○愛媛県告示第 534 号

介護保険法（平成9年法律第123号）第82条の規定により、指定居宅介護支援事業者から、次のとおり指定居宅介護支援事業所の所在地を変更した旨の届出があった。

平成19年3月27日

愛媛県知事 加戸守行

介護保険事業者番号	指定居宅介護支援事業者の名称又は氏名	開設者の主たる事務所又は住所	サービスの種類	指定居宅介護支援事業所			届出年月日
				名称	所在地		
					変更前	変更後	
3870105446	有限会社アイエムユー	愛媛県松山市居相三丁目14-18	居宅介護支援	居宅介護支援事業所アロハ居相	愛媛県松山市居相三丁目14-18	愛媛県松山市居相三丁目14-20	平成19年2月1日
3870501750	社会福祉法人宝集会	愛媛県新居浜市荷内町6番21号	居宅介護支援	宝寿園	愛媛県新居浜市荷内町甲752番地	愛媛県新居浜市荷内町6番21号	平成19年2月10日
3870900127	有限会社わかばケアサービス	愛媛県四国中央市三島宮川1-6-10	居宅介護支援	有限会社わかばケアサービス	愛媛県四国中央市三島宮川1-7-40	愛媛県四国中央市三島宮川1-6-10	平成19年2月11日

○愛媛県告示第 535 号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5の規定により、指定介護予防サービス事業者から、次のとおり指定介護予防サービス事業所の名称を変更した旨の届出があった。

平成19年3月27日

愛媛県知事 加戸守行

介護保険事業者番号	指定介護予防サービス事業者の名称又は氏名	開設者の主たる事務所又は住所	サービスの種類	指定介護予防サービス事業所			届出年月日
				名称		所在地	
				変更前	変更後		
3870105404	日本ケアシステム株式会社	愛媛県松山市堀江町甲2082番地1	介護予防特定施設入居者生活介護	シニアハウス「よるこび」	シニアハウスよるこび	愛媛県松山市堀江町甲2082-1	平成19年2月16日

○愛媛県告示第 536 号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5の規定により、指定介護予防サービス事業者から、次のとおり指定介護予防サービス事業所の所在地を変更した旨の届出があった。

平成19年3月27日

愛媛県知事 加戸守行

介護保険事業者番号	指定介護予防サービス事業者の開設者の名称又は氏名	開設者の主たる住所又は事務所	サービスの種類	指定介護予防サービス事業所			届出年月日
				名称	所在地		
					変更前	変更後	
3870104043	有限会社ひめ	愛媛県松山市勝岡町1098番地2	介護予防訪問介護	ヘルパーステーションひめ	愛媛県松山市勝岡町1098番地2	愛媛県松山市太山寺町甲477番2	平成19年2月1日
3870105438	有限会社アイエムユー	愛媛県松山市居相三丁目14-18	介護予防訪問介護	訪問介護事業所アロハ居相	愛媛県松山市居相三丁目14-18	愛媛県松山市居相三丁目14-20	平成19年2月1日
3870106162	有限会社ひめ	愛媛県松山市勝岡町1098番地2	介護予防通所介護	デイサービスひめ	愛媛県松山市太山寺町477番2	愛媛県松山市太山寺町甲477番2	平成19年2月1日

○愛媛県告示第537号

介護保険法（平成9年法律第123号）第113条の規定により、次のとおり指定介護療養型医療施設の指定の辞退があった。  
平成19年3月27日

愛媛県知事 加戸守行

介護保険事業者番号	指定介護療養型医療施設の開設者の名称又は氏名	開設者の主たる住所又は事務所	サービスの種類	辞退に係る指定介護療養型医療施設		届出年月日
				名称	所在地	
3810129357	医療法人重見循環器科内科	愛媛県松山市古三津5-8-1	介護療養型医療施設	重見循環器科内科	愛媛県松山市古三津五丁目8番1号	平成19年1月31日

○愛媛県告示第538号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、北宇和郡鬼北町大字出目地域に係る県営土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により、次のとおり当該土地改良事業計画書の写しを縦覧に供する。

平成19年3月27日

愛媛県知事 加戸守行

- 縦覧に供すべき書類の名称  
県営土地改良事業（ため池等整備事業・本村池地区）計画書の写し
- 縦覧期間  
平成19年3月28日から4月24日まで
- 縦覧場所  
鬼北町役場

宇和島市三間町金銅地域に係る県営土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により、次のとおり当該土地改良事業計画書の写しを縦覧に供する。

平成19年3月27日

愛媛県知事 加戸守行

- 縦覧に供すべき書類の名称  
県営土地改良事業（農地保全事業・是延地区）計画書の写し
- 縦覧期間  
平成19年3月28日から4月24日まで
- 縦覧場所  
宇和島市役所三間支所

○愛媛県告示第539号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、宇和島市三間町大内及び是延地域に係る県営土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により、次のとおり当該土地改良事業計画書の写しを縦覧に供する。

平成19年3月27日

愛媛県知事 加戸守行

- 縦覧に供すべき書類の名称  
県営土地改良事業（ため池等整備事業・是延地区）計画書の写し
- 縦覧期間  
平成19年3月28日から4月24日まで
- 縦覧場所  
宇和島市役所三間支所

○愛媛県告示第541号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、宇和島市三間町小沢川地域に係る県営土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により、次のとおり当該土地改良事業計画書の写しを縦覧に供する。

平成19年3月27日

愛媛県知事 加戸守行

- 縦覧に供すべき書類の名称  
県営土地改良事業（ため池等整備事業・椎木迫池地区）計画書の写し
- 縦覧期間  
平成19年3月28日から4月24日まで
- 縦覧場所  
宇和島市役所三間支所

○愛媛県告示第542号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第1項の規定により、今治市から次のとおり土地改良事業の工事が完了した旨の届出があった。

平成19年3月27日

愛媛県知事 加戸守行

○愛媛県告示第540号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、

土地改良事業の名称	土地改良事業の施行に係る地域	土地改良事業の工事の完了年月日
ため池等整備事業	蓮地区	平成18年 6月23日

○愛媛県告示第 543 号

次の森林を保安林予定森林にしたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成19年 3月27日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1(1) 保安林予定森林の所在場所

西条市大浜字ヲトシ5953の1、5953の2、5959の2、5981、字神子ノ谷5957、5959の1、字ヨコイノ上5958、字小鳥越5960、5961、5977、字ヲトリ5962、字小棚5979、字小棚ノ上5980、字在所5982、5985、字在所東5988

(2) 指定の目的

土砂の流出の防備

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。

字ヲトシ5953の2・5981・字神子ノ谷5959の1・字小鳥越5977・字小棚ノ上5980・字在所東5988（以上6筆について次の図に示す部分に限る。）

(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

2(1) 保安林予定森林の所在場所

西条市丹原町古田乙 522 の 167

(2) 指定の目的

土砂の流出の防備

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。丹原町古田乙 522 の 167（次の図に示す部分に限る。）

(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

3(1) 保安林予定森林の所在場所

西条市河之内乙26の1から乙26の3まで、乙29、乙30

(2) 指定の目的

土砂の流出の防備

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。

河之内乙26の1・乙29・乙30（以上3筆について次の図

に示す部分に限る。）、乙26の3

(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛媛県庁並びに西条市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○愛媛県告示第 544 号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項及び第8条第1項の規定に基づき、次のとおり土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を指定する。

平成19年 3月27日

愛媛県知事 加 戸 守 行

土砂災害警戒区域			土砂災害特別警戒区域			
名 称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	名 称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
中居 (425 - I - 1486 (1))	大洲市 河辺町 三嶋 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	中居 (425 - I - 1486 (1))	大洲市 河辺町 三嶋 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
熊の坂 (425 - I - 1491 (1))	大洲市 河辺町 河都 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	熊の坂 (425 - I - 1491 (1))	大洲市 河辺町 河都 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
出合 A (425 - I - 2790 (1))	大洲市 河辺町 植松 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	出合 A (425 - I - 2790 (1))	大洲市 河辺町 植松 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
寺藪川 (425 - 136 9)	大洲市 河辺町 河都 (次の図のとおり)	土石流	寺藪川 (425 - 136 9)	大洲市 河辺町 河都 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
駄場川 (425 - 137 1)	大洲市 河辺町 三嶋 (次の図のとおり)	土石流	駄場川 (425 - 137 1)	大洲市 河辺町 三嶋 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
大中山川 (425 - 137 2)	大洲市 河辺町 三嶋 (次の図のとおり)	土石流	大中山川 (425 - 137 2)	大洲市 河辺町 三嶋 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
旭川 (425 - 137 4)	大洲市 河辺町 三嶋 (次の図のとおり)	土石流	旭川 (425 - 137 4)	大洲市 河辺町 三嶋 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり

（「次の図」は、省略し、その図面は、土木部河川港湾局砂防課、大洲土木事務所及び大洲市に備えて一般の縦覧に供する。）

○愛媛県告示第545号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項及び第8条第1項の規定に基づき、次のとおり土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を指定する。

平成19年3月27日

愛媛県知事 加戸守行

土砂災害警戒区域			土砂災害特別警戒区域			
名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
荷内A (205-I-70(1))	新居浜市荷内町 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	荷内A (205-I-70(1))	新居浜市荷内町 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
荷内D (205-I-73(1))	新居浜市荷内町 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	荷内D (205-I-73(1))	新居浜市荷内町 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
荷内E (205-I-74(1))	新居浜市荷内町 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	荷内E (205-I-74(1))	新居浜市荷内町 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
荷内F (205-I-75(1))	新居浜市阿島二丁目 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	荷内F (205-I-75(1))	新居浜市阿島二丁目 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
阿島B (205-I-77(1))	新居浜市阿島三丁目 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	阿島B (205-I-77(1))	新居浜市阿島三丁目 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
又野 (205-I-84(1))	新居浜市又野二丁目 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	又野 (205-I-84(1))	新居浜市又野二丁目 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
落神 (205-I-85(1))	新居浜市落神町 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	落神 (205-I-85(1))	新居浜市落神町 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
種子川 (205-I-99(1))	新居浜市種子川町 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	種子川 (205-I-99(1))	新居浜市種子川町 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
船木野 (205-I-103(1))	新居浜市立川町 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	船木野 (205-I-103(1))	新居浜市立川町 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
新道 (205-I-104(1))	新居浜市立川町 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	新道 (205-I-104(1))	新居浜市立川町 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
奥の平 (205-I-106(1))	新居浜市立川町 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	奥の平 (205-I-106(1))	新居浜市立川町 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

黒石 (205-I-107(1))	新居浜市立川町 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	黒石 (205-I-107(1))	新居浜市立川町 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
渡瀬 (205-I-108(1))	新居浜市立川町 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	渡瀬 (205-I-108(1))	新居浜市立川町 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
芳谷 (205-I-118(1))	新居浜市秋生 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	芳谷 (205-I-118(1))	新居浜市秋生 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
沢A (205-I-119(1))	新居浜市秋生 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	沢A (205-I-119(1))	新居浜市秋生 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
磯浦A (205-I-130(1))	新居浜市磯浦町 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	磯浦A (205-I-130(1))	新居浜市磯浦町 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
岩鍋 (205-I-2648(1))	新居浜市磯浦町 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	岩鍋 (205-I-2648(1))	新居浜市磯浦町 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
三杭 (205-I-2651(1))	新居浜市阿島二丁目 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	三杭 (205-I-2651(1))	新居浜市阿島二丁目 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
山根B (205-I-2652(1))	新居浜市山根町 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	山根B (205-I-2652(1))	新居浜市山根町 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
落神 (205-I-7(2))	新居浜市落神町 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	落神 (205-I-7(2))	新居浜市落神町 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
芳谷 (205-I-175(2))	新居浜市秋生 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	芳谷 (205-I-175(2))	新居浜市秋生 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
福辺川 (205-100-9)	新居浜市荷内町 (次の図のとおり)	土石流	福辺川 (205-100-9)	新居浜市荷内町 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
荷内第8川 (205-101-1)	新居浜市荷内町 (次の図のとおり)	土石流	荷内第8川 (205-101-1)	新居浜市荷内町 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
三坑川右支川 (205-101-3)	新居浜市阿島二丁目 (次の図のとおり)	土石流	三坑川右支川 (205-101-3)	新居浜市阿島二丁目 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
三坑川 (205-101-4)	新居浜市阿島二丁目 (次の図のとおり)	土石流	三坑川 (205-101-4)	新居浜市阿島二丁目 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
三栗谷川東川 (205-101-9)	新居浜市阿島四丁目 (次の図のとおり)	土石流	三栗谷川東川 (205-101-9)	新居浜市阿島四丁目 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり

三葉谷川 (205-1020)	新居浜市阿島四丁目 (次の図のとおり)	土石流	三葉谷川 (205-1020)	新居浜市阿島四丁目 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり	蔵ノ内川 (205-1042)	新居浜市郷 (次の図のとおり)	土石流	蔵ノ内川 (205-1042)	新居浜市郷 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
長谷川 (205-1021)	新居浜市阿島四丁目 (次の図のとおり)	土石流	長谷川 (205-1021)	新居浜市阿島四丁目 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり	赤滝谷川 (205-1053)	新居浜市立川町 (次の図のとおり)	土石流	赤滝谷川 (205-1053)	新居浜市立川町 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
西の郷川 (205-1024)	新居浜市阿島三丁目 (次の図のとおり)	土石流	西の郷川 (205-1024)	新居浜市阿島三丁目 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり	重葦谷川 (205-1056)	新居浜市山根町 (次の図のとおり)	土石流	重葦谷川 (205-1056)	新居浜市山根町 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
宮の谷川 (205-1025)	新居浜市荷内町 (次の図のとおり)	土石流	宮の谷川 (205-1025)	新居浜市荷内町 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり	寺ヶ谷川 (205-1057)	新居浜市山根町 (次の図のとおり)	土石流	寺ヶ谷川 (205-1057)	新居浜市山根町 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
東浜第一川 (205-1026)	新居浜市多喜浜五丁目 (次の図のとおり)	土石流	東浜第一川 (205-1026)	新居浜市多喜浜五丁目 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり	金比羅川 (205-1058)	新居浜市山根町 (次の図のとおり)	土石流	金比羅川 (205-1058)	新居浜市山根町 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
東白浜川 (205-1028)	新居浜市阿島 (次の図のとおり)	土石流	東白浜川 (205-1028)	新居浜市阿島 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり	深谷川 (205-1062)	新居浜市山田町 (次の図のとおり)	土石流	深谷川 (205-1062)	新居浜市山田町 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
西白浜川 (205-1030-1)	新居浜市楠崎二丁目 (次の図のとおり)	土石流	西白浜川 (205-1030-1)	新居浜市楠崎二丁目 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり	山田西谷川 (205-1063)	新居浜市山田町 (次の図のとおり)	土石流	山田西谷川 (205-1063)	新居浜市山田町 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
本川 (205-1031-1)	新居浜市楠崎二丁目 (次の図のとおり)	土石流	本川 (205-1031-1)	新居浜市楠崎二丁目 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり	東尻無川 (205-1064)	新居浜市山田町 (次の図のとおり)	土石流	東尻無川 (205-1064)	新居浜市山田町 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
本川 (205-1031-2)	新居浜市楠崎二丁目 (次の図のとおり)	土石流	本川 (205-1031-2)	新居浜市楠崎二丁目 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり	尻無川 (205-1065-1)	新居浜市御蔵町 (次の図のとおり)	土石流	尻無川 (205-1065-1)	新居浜市御蔵町 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
東楠崎川 (205-1032-1)	新居浜市楠崎二丁目 (次の図のとおり)	土石流	東楠崎川 (205-1032-1)	新居浜市楠崎二丁目 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり	尻無川 (205-1065-2)	新居浜市御蔵町 (次の図のとおり)	土石流	尻無川 (205-1065-2)	新居浜市御蔵町 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
柳川 (205-1034-1)	新居浜市郷 (次の図のとおり)	土石流	柳川 (205-1034-1)	新居浜市郷 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり	バラ谷川 (205-1068)	新居浜市萩生 (次の図のとおり)	土石流	バラ谷川 (205-1068)	新居浜市萩生 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
柳川 (205-1034-2)	新居浜市楠崎二丁目 (次の図のとおり)	土石流	柳川 (205-1034-2)	新居浜市楠崎二丁目 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり	衣笠川 (205-1069)	新居浜市萩生 (次の図のとおり)	土石流	衣笠川 (205-1069)	新居浜市萩生 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
タイトウ谷川 (205-1039)	新居浜市神郷二丁目 (次の図のとおり)	土石流	タイトウ谷川 (205-1039)	新居浜市神郷二丁目 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり	磯浦第二川 (205-1081)	新居浜市磯浦町 (次の図のとおり)	土石流	磯浦第二川 (205-1081)	新居浜市磯浦町 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
小屋谷川 (205-1040-1)	新居浜市清住町 (次の図のとおり)	土石流	小屋谷川 (205-1040-1)	新居浜市清住町 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり	西谷川東川 (205-1084)	新居浜市磯浦町 (次の図のとおり)	土石流	西谷川東川 (205-1084)	新居浜市磯浦町 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
小屋谷川 (205-1040-2)	新居浜市清住町 (次の図のとおり)	土石流	小屋谷川 (205-1040-2)	新居浜市清住町 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり	西谷川 (205-1085-1)	新居浜市磯浦町 (次の図のとおり)	土石流	西谷川 (205-1085-1)	新居浜市磯浦町 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり

西谷川 (205-1085-2)	新居浜市磯浦町 (次の図のとおり)	土石流	西谷川 (205-1085-2)	新居浜市磯浦町 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
岩鍋第2川 (205-1086)	新居浜市磯浦町 (次の図のとおり)	土石流	岩鍋第2川 (205-1086)	新居浜市磯浦町 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
岩鍋第3川 (205-1087)	新居浜市磯浦町 (次の図のとおり)	土石流	岩鍋第3川 (205-1087)	新居浜市磯浦町 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
荷内谷川 (205-2004)	新居浜市荷内町 (次の図のとおり)	土石流	荷内谷川 (205-2004)	新居浜市荷内町 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
東福辺川 (205-2005)	新居浜市荷内町 (次の図のとおり)	土石流	東福辺川 (205-2005)	新居浜市荷内町 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
福遍川 (205-2007)	新居浜市荷内町 (次の図のとおり)	土石流	福遍川 (205-2007)	新居浜市荷内町 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
西福辺川上川 (205-2008)	新居浜市荷内町 (次の図のとおり)	土石流	西福辺川上川 (205-2008)	新居浜市荷内町 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
東浜川 (205-2012)	新居浜市多喜浜五丁目 (次の図のとおり)	土石流	東浜川 (205-2012)	新居浜市多喜浜五丁目 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
落神川左支川 (205-2014)	新居浜市落神町 (次の図のとおり)	土石流	落神川左支川 (205-2014)	新居浜市落神町 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
又野川東川 (205-J016-1)	新居浜市又野三丁目 (次の図のとおり)	土石流	又野川東川 (205-J016-1)	新居浜市又野三丁目 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり

(「次の図」は、省略し、その図面は、土木部河川港湾局砂防課、西条地方局建設部及び新居浜市に備えて一般の縦覧に供する。)

○愛媛県告示第546号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第6条第1項及び第8条第1項の規定に基づき、次のとおり土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を指定する。

平成19年3月27日

愛媛県知事 加戸守行

土砂災害警戒区域			土砂災害特別警戒区域			
名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
おそふえ谷(361-1)	東温市山之内麓(次の図のとおり)	土石流	おそふえ谷(361-1)	東温市山之内麓(次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
猿屋谷(361-2)	東温市山之内麓(次の図のとおり)	土石流	猿屋谷(361-2)	東温市山之内麓(次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
池ヶ谷(361-3-1)	東温市山之内麓(次の図のとおり)	土石流	池ヶ谷(361-3-1)	東温市山之内麓(次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
池ヶ谷(361-3-2)	東温市山之内麓(次の図のとおり)	土石流	池ヶ谷(361-3-2)	東温市山之内麓(次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
池ヶ谷(361-3-3)	東温市山之内麓(次の図のとおり)	土石流	池ヶ谷(361-3-3)	東温市山之内麓(次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
大祖ノ谷(361-4)	東温市山之内中塚(次の図のとおり)	土石流	大祖ノ谷(361-4)	東温市山之内中塚(次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
大野谷(361-5)	東温市山之内袖ノ木(次の図のとおり)	土石流	大野谷(361-5)	東温市山之内袖ノ木(次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
鍛屋谷(361-8)	東温市山之内神子野(次の図のとおり)	土石流	鍛屋谷(361-8)	東温市山之内神子野(次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
坊ヶ谷(361-9)	東温市山之内岡(次の図のとおり)	土石流	坊ヶ谷(361-9)	東温市山之内岡(次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
荒神谷(361-11)	東温市吉久畑川(次の図のとおり)	土石流	荒神谷(361-11)	東温市吉久畑川(次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
大谷(362-12)	東温市吉久吉久(次の図のとおり)	土石流	大谷(362-12)	東温市吉久吉久(次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
東大谷(362-14)	東温市吉久板戸(次の図のとおり)	土石流	東大谷(362-14)	東温市吉久板戸(次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
堀ノ谷(362-15)	東温市則之内和田丸(次の図のとおり)	土石流	堀ノ谷(362-15)	東温市則之内和田丸(次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり

北谷 (362-16)	東温市 則之内 和田丸 (次の 図のと おり)	土石流	北谷 (362-16)	東温市 則之内 和田丸 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり	トナ谷 (362-31)	東温市 則之内 惣田谷 下 (次の 図のと おり)	土石流	トナ谷 (362-31)	東温市 則之内 惣田谷 下 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり
駄場谷 (362-17)	東温市 則之内 和田丸 (次の 図のと おり)	土石流	駄場谷 (362-17)	東温市 則之内 和田丸 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり	上宿野 谷 (362-32)	東温市 則之内 宿野 (次の 図のと おり)	土石流	上宿野 谷 (362-32)	東温市 則之内 宿野 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり
枇杷坂 谷 (362-18)	東温市 則之内 枇杷坂 (次の 図のと おり)	土石流	枇杷坂 谷 (362-18)	東温市 則之内 枇杷坂 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり	シブ谷 (362-33)	東温市 則之内 一ヶ谷 (次の 図のと おり)	土石流	シブ谷 (362-33)	東温市 則之内 一ヶ谷 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり
アリノ 木谷 (362-19)	東温市 則之内 和田丸 (次の 図のと おり)	土石流	アリノ 木谷 (362-19)	東温市 則之内 和田丸 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり	一ヶ谷 川 (362-34)	東温市 則之内 一ヶ谷 (次の 図のと おり)	土石流	一ヶ谷 川 (362-34)	東温市 則之内 一ヶ谷 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり
久尾谷 (362-21)	東温市 則之内 惣田谷 下 (次の 図のと おり)	土石流	久尾谷 (362-21)	東温市 則之内 惣田谷 下 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり	上池谷 (362-35)	東温市 則之内 永野 (次の 図のと おり)	土石流	上池谷 (362-35)	東温市 則之内 永野 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり
花谷 (362-22)	東温市 則之内 惣田谷 下 (次の 図のと おり)	土石流	花谷 (362-22)	東温市 則之内 惣田谷 下 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり	西の谷 川 (362-36)	東温市 則之内 岡 (次の 図のと おり)	土石流	西の谷 川 (362-36)	東温市 則之内 岡 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり
太郎兵 衛谷 (362-23)	東温市 井内井 内下 (次の 図のと おり)	土石流	太郎兵 衛谷 (362-23)	東温市 井内井 内下 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり	栗ノ木 川 (362-37)	東温市 則之内 岡 (次の 図のと おり)	土石流	栗ノ木 川 (362-37)	東温市 則之内 岡 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり
大根木 谷 (362-24)	東温市 井内井 内下 (次の 図のと おり)	土石流	大根木 谷 (362-24)	東温市 井内井 内下 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり	山之神 谷川 (362-38)	東温市 則之内 岡 (次の 図のと おり)	土石流	山之神 谷川 (362-38)	東温市 則之内 岡 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり
スクモ ツカ谷 (362-25)	東温市 井内井 内下 (次の 図のと おり)	土石流	スクモ ツカ谷 (362-25)	東温市 井内井 内下 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり	丁字ヶ 谷川 (362-39-1)	東温市 則之内 則之内 (次の 図のと おり)	土石流	丁字ヶ 谷川 (362-39-1)	東温市 則之内 則之内 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり
蔵元谷 (362-26)	東温市 井内井 内下 (次の 図のと おり)	土石流	蔵元谷 (362-26)	東温市 井内井 内下 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり	丁字ヶ 谷川 (362-39-2)	東温市 則之内 則之内 (次の 図のと おり)	土石流	丁字ヶ 谷川 (362-39-2)	東温市 則之内 則之内 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり
宮川 (362-27)	東温市 井内井 内西 (次の 図のと おり)	土石流	宮川 (362-27)	東温市 井内井 内西 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり	ガラガ 谷 (362-40)	東温市 則之内 則之内 (次の 図のと おり)	土石流	ガラガ 谷 (362-40)	東温市 則之内 則之内 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり
根無谷 川 (362-28)	東温市 井内井 内上 (次の 図のと おり)	土石流	根無谷 川 (362-28)	東温市 井内井 内上 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり	宝蔵寺 谷 (362-41)	東温市 河之内 宝蔵寺 (次の 図のと おり)	土石流	宝蔵寺 谷 (362-41)	東温市 河之内 宝蔵寺 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり
惣田谷 川 (362-29)	東温市 則之内 惣田谷 上 (次の 図のと おり)	土石流	惣田谷 川 (362-29)	東温市 則之内 惣田谷 上 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり	宝蔵寺 上谷 (362-42)	東温市 河之内 宝蔵寺 (次の 図のと おり)	土石流	宝蔵寺 上谷 (362-42)	東温市 河之内 宝蔵寺 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり
久米両 川 (362-30)	東温市 則之内 久米領 (次の 図のと おり)	土石流	久米両 川 (362-30)	東温市 則之内 久米領 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり	木地屋 谷 (362-45)	東温市 河之内 狩場 (次の 図のと おり)	土石流	木地屋 谷 (362-45)	東温市 河之内 狩場 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり

弓折谷 (362-46)	東温市河之内間屋 (次の図のとおり)	土石流	弓折谷 (362-46)	東温市河之内間屋 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
カゴイケ谷 (362-48)	東温市河之内日浦 (次の図のとおり)	土石流	カゴイケ谷 (362-48)	東温市河之内日浦 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
野地谷 (362-49)	東温市河之内日浦 (次の図のとおり)	土石流	野地谷 (362-49)	東温市河之内日浦 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
柳そ谷 (362-50)	東温市河之内上音田 (次の図のとおり)	土石流	柳そ谷 (362-50)	東温市河之内上音田 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
上音田 (362-51)	東温市河之内上音田 (次の図のとおり)	土石流	上音田 (362-51)	東温市河之内上音田 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
前谷 (362-53)	東温市河之内音田 (次の図のとおり)	土石流	前谷 (362-53)	東温市河之内音田 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
榎木谷 (362-54)	東温市河之内徳吉 (次の図のとおり)	土石流	榎木谷 (362-54)	東温市河之内徳吉 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
滑ケ谷 (362-55)	東温市河之内徳吉 (次の図のとおり)	土石流	滑ケ谷 (362-55)	東温市河之内徳吉 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
障子ヶ谷 (362-56)	東温市河之内徳吉 (次の図のとおり)	土石流	障子ヶ谷 (362-56)	東温市河之内徳吉 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
トクヨシ谷 (362-57)	東温市河之内徳吉 (次の図のとおり)	土石流	トクヨシ谷 (362-57)	東温市河之内徳吉 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
小谷 (362-58)	東温市河之内徳吉 (次の図のとおり)	土石流	小谷 (362-58)	東温市河之内徳吉 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
宮ノ谷 (362-59)	東温市河之内徳吉 (次の図のとおり)	土石流	宮ノ谷 (362-59)	東温市河之内徳吉 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
片山谷 (362-60)	東温市河之内徳吉 (次の図のとおり)	土石流	片山谷 (362-60)	東温市河之内徳吉 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
三軒屋谷 (362-61)	東温市河之内三軒屋 (次の図のとおり)	土石流	三軒屋谷 (362-61)	東温市河之内三軒屋 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり

トビノ上谷 (362-62)	東温市松瀬川添谷 (次の図のとおり)	土石流	トビノ上谷 (362-62)	東温市松瀬川添谷 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
トビノ下谷 (362-63)	東温市松瀬川添谷 (次の図のとおり)	土石流	トビノ下谷 (362-63)	東温市松瀬川添谷 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
古屋谷 (362-64)	東温市松瀬川川筋 (次の図のとおり)	土石流	古屋谷 (362-64)	東温市松瀬川川筋 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
宮ノ谷 (362-65)	東温市松瀬川川筋 (次の図のとおり)	土石流	宮ノ谷 (362-65)	東温市松瀬川川筋 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
石谷 (362-66)	東温市松瀬川川筋 (次の図のとおり)	土石流	石谷 (362-66)	東温市松瀬川川筋 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
池ノ谷 (362-67)	東温市松瀬川三軒屋 (次の図のとおり)	土石流	池ノ谷 (362-67)	東温市松瀬川三軒屋 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
小浜谷 (362-68)	東温市松瀬川原 (次の図のとおり)	土石流	小浜谷 (362-68)	東温市松瀬川原 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり

(「次の図」は、省略し、その図面は、土木部河川港湾局砂防課、松山地方局建設部及び東温市に備えて一般の縦覧に供する。)

○愛媛県告示第547号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第6条第1項の規定に基づき、次のとおり土砂災害警戒区域を指定する。

平成19年3月27日

愛媛県知事 加戸守行

土砂災害警戒区域		
名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
西福辺川 (205-1010)	新居浜市荷内町 (次の図のとおり)	土石流
上ノ名第1川 (205-1018)	新居浜市阿島四丁目 (次の図のとおり)	土石流
西白浜川 (205-1029)	新居浜市阿島 (次の図のとおり)	土石流
西白浜川西川 (205-1030-2)	新居浜市橋崎一丁目 (次の図のとおり)	土石流

東楠崎川 (205-1032-2)	新居浜市楠崎二丁目 (次の図のとおり)	土石流
楠崎川 (205-1033)	新居浜市楠崎二丁目 (次の図のとおり)	土石流
落神川 (205-1037)	新居浜市落神町 (次の図のとおり)	土石流
タイトウ谷川 (205-1038)	新居浜市神郷二丁目 (次の図のとおり)	土石流
清住川 (205-1041-1)	新居浜市清住町 (次の図のとおり)	土石流
清住川 (205-1041-2)	新居浜市清住町 (次の図のとおり)	土石流
新道谷川 (205-1051)	新居浜市立川町 (次の図のとおり)	土石流
上揚谷川 (205-1052)	新居浜市立川町 (次の図のとおり)	土石流
端出場川 (205-1054)	新居浜市立川町 (次の図のとおり)	土石流
山根川 (205-1060)	新居浜市山根町 (次の図のとおり)	土石流
丹谷川 (205-1070)	新居浜市秋生 (次の図のとおり)	土石流
磯浦第1川 (205-1080)	新居浜市磯浦町 (次の図のとおり)	土石流
又野川東川 (205-J016-2)	新居浜市又野三丁目 (次の図のとおり)	土石流
又野川 (205-J017)	新居浜市又野二丁目 (次の図のとおり)	土石流

(「次の図」は、省略し、その図面は、土木部河川港湾局砂防課、西条地方局建設部及び新居浜市に備えて一般の縦覧に供する。)

○愛媛県告示第548号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第6条第1項の規定に基づき、次のとおり土砂災害警戒区域を指定する。

平成19年 3月27日

愛媛県知事 加 戸 守 行

土砂災害警戒区域		
名 称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
上七郎行谷 (361-6)	東温市山之内木地 (次の図のとおり)	土石流
ゆずりは谷 (361-7)	東温市山之内神子野 (次の図のとおり)	土石流
荒木谷 (361-10)	東温市山之内荒木谷 (次の図のとおり)	土石流
アキガ谷 (362-13)	東温市吉久向井川 (次の図のとおり)	土石流
角田下谷 (362-20)	東温市則之内和田丸 (次の図のとおり)	土石流
狩場川 (362-43)	東温市河之内狩場 (次の図のとおり)	土石流
成谷川 (362-44)	東温市河之内狩場 (次の図のとおり)	土石流
高智川 (362-47)	東温市河之内間屋 (次の図のとおり)	土石流
奥谷 (362-52)	東温市河之内上音田 (次の図のとおり)	土石流

(「次の図」は、省略し、その図面は、土木部河川港湾局砂防課、松山地方局建設部及び東温市に備えて一般の縦覧に供する。)

## ○愛媛県告示第549号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、今治地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成19年3月27日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
県 道	東予玉川線	今治市朝倉上乙172番5	旧	メートル 16.4～18.4	キロメートル 0.052	
			新	18.4～65.2	0.052	

## ○愛媛県告示第550号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、今治地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成19年3月27日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	東予玉川線	今治市朝倉上乙172番5	平成19年3月27日

## ○愛媛県告示第551号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、八幡浜地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成19年3月27日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	河辺小田線	大洲市河辺町川崎1419番2から 同町川崎1402番1地先まで	平成19年3月27日

## ○愛媛県告示第552号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、八幡浜地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成19年3月27日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	河辺小田線	大洲市河辺町川崎2420番3	平成19年3月27日

## ○愛媛県告示第553号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、八幡浜地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成19年3月27日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
一般国道	197号	西宇和郡伊方町二名津1651番3から 同町二名津1648番4まで	旧	メートル 6.0~31.0	キロメートル 0.070	
			新	6.0~31.0	0.070	

○愛媛県告示第554号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、八幡浜地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成19年3月27日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
一般国道	197号	西宇和郡伊方町二名津1651番3から 同町二名津1648番4まで	平成19年3月27日

○愛媛県告示第555号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、宇和島地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成19年3月27日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	宇和島下波津島線	宇和島市津島町北灘字内ノ浦乙148番4から 同町北灘字新田甲2149番6まで	平成19年3月28日

○愛媛県告示第556号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定する。

平成19年3月27日

愛媛県知事 加戸守行

- 1 道路の位置  
東温市樋口字前川甲1378番1の一部
- 2 申請人の住所氏名  
松山市余戸東五丁目1番10号  
四国セキスイハイム株式会社 代表取締役 永岡 猛志
- 3 図面省略

○愛媛県告示第557号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定する。

平成19年3月27日

愛媛県知事 加戸守行

- 1 道路の位置  
喜多郡内子町内子994番1及び994番1地先里道
- 2 申請人の住所氏名  
喜多郡内子町内子264番地  
株式会社とみなが 代表取締役 富永 洪太郎
- 3 図面省略

公 告

○公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

平成19年3月27日

愛媛県知事 加戸守行

- 1 入札に付する事項
  - (1) 件名  
土地（建付地）の売払い
  - (2) 売り払う土地（建付地）の所在地、地目及び地積等

所在地	土地		建物	
	地目	地積	構造	床面積
宇和島市津島町山財5437番	畑	1,792.86㎡	木造スレート葺平家建	26.23㎡
			コンクリートブロック造スレート葺平家建	20.40㎡
宇和島市津島町山財5438番	畑	44.77㎡		
宇和島市津島町山財5444番	畑	3,169.31㎡		

## 2 入札に参加する者に必要な資格等

## (1) 入札に参加する者に必要な資格

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

## (2) 契約条項を示す場所等

## ア 契約条項を示す場所、入札心得書の交付場所及び問い合わせ先

愛媛県総務部管理局総務管理課財産処分係

〒790 8570

愛媛県松山市一番町四丁目4番地2

電話 (089)912 2558

## イ 入札心得書の交付方法

アに掲げる場所で交付する。

## ウ 現地説明の日時及び場所

## (ア) 日時

平成19年4月16日（月）午後1時

## (イ) 場所

売り払う土地の所在地

## 3 入札及び開札

## (1) 入札及び開札の日時

平成19年5月7日（月）午前11時

## (2) 入札及び開札の場所

愛媛県宇和島市天神町7番1号

愛媛県宇和島地方局7階第1会議室

## (3) 入札書の提出方法

持参により提出すること。

## 4 その他

## (1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

## (2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札に際しては、入札金額の100分の5以上の入札保証金を納付しなければならない。ただし、指定金融機関、指定代理金融機関又は収納代理金融機関が振出し又は支払保証をした小切手をもって入札保証金の納付に代えることができる。

イ 契約に際しては、契約金額の10分の1の契約保証金を納付しなければならない。

## (3) 入札の無効

2(1)に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。

## (4) 契約書作成の要否

要

## (5) 落札者の決定方法

愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）第133条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最高価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

## (6) 売り払う土地の用途制限

ア 落札者は、契約締結の日から5年間、売り払う土地を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用に供してはならない。

イ アの条件に違反した場合は、県の定める金額を違約金として県に支払わなければならない。

(7) その他

詳細は、入札心得書による。

○公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成19年 3月27日

愛媛県知事 加 戸 守 行

申請年月日	特定非営利活動法人の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成19年 3月16日	特定非営利活動法人 ワーカーズ・コレクティブひと	上 田 由 岐 子	愛媛県新居浜市西喜光地町 8 番 1 号	本会は、地域社会において、会員の有する個人資源を自ら組織し、その生活技術や技能を發揮し役立てることにより、参加型福祉・医療・保健の社会化及びまちづくりを推進する。 2 本会は、愛媛県に在住する不特定かつ多数の子供・高齢者・障害者等に対する多様な生活支援サービスを非営利市民事業をもって提供し、地域福祉の向上に寄与する。 3 本会は、相互扶助の精神に基づいた自己決定・自主管理の働き方の社会化、また男女共同参画社会の形成に寄与する。

監 査 公 表

○公表第 9 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

平成19年 3月27日

愛媛県監査委員 壺 内 紘 光  
 同 玉 井 実 雄  
 同 竹 田 祥 一  
 同 白 石 友 一

監 査 対 象 機 関	監 査 年 月 日
中 央 児 童 相 談 所	平成18年 4月18日

(監査の結果)

- 1 児童福祉施設入所措置費負担金について、所得税額の計算誤りにより、計 544,140円（平成17年 4月から平成18年 2月までの11ヵ月分）の調定漏れとなっていた。
- 2 児童福祉施設入所措置費負担金については、納期限内の収入確保に努めるとともに、滞納繰越額の縮減に一層努められたい。

区 分	収入未済額（円）			備 考
	現 年 分	滞納繰越分	計	
17年度	16,943,590	54,858,440	71,802,030	平成17年12月31日現在（対前年同月比）
16年度	15,164,700	55,908,440	71,073,140	
差引増減	1,778,890	1,050,000	728,890	

(措置の内容)

- 1 所得税額の計算誤りにより調定漏れとなっていた 544,140円については、平成18年 3月に調定し、12月末までに 4,800円納入された。未収金 539,340円については、早期収入確保に努めたい。  
 なお、今後は、負担金算定の基となる源泉徴収票等を精査し、適正な調定事務処理に努めたい。
- 2 児童福祉施設入所措置費負担金については、保護者等に対して、措置の際に負担金の制度を十分説明するなどして、適期収入に努めた。  
 また、滞納となったものについては、平成15年度に制定した「児童

福祉施設入所負担金徴収マニュアル」に基づき、所内に滞納整理班を設け、個別滞納整理表の作成により未納者の状況把握と徴収可能な債務者の選別をし、重点的な納入催告に努めた。

今後とも、負担金の適期収入に留意するとともに、滞納繰越分については、保護者との連絡を密にするなど収入の確保に一層努めたい。

区 分	収入未済額（円）		
	平成17年12月31日現在	平成18年度への繰越額（平成17年度末現在）	平成18年12月31日現在
平成17年度分	16,943,590	12,752,130	11,509,470
滞納繰越分	54,858,440	43,039,160	42,599,260
計 ①	71,802,030	55,791,290	54,108,730
平成18年度分②	-	-	7,798,370
合計（①+②）	71,802,030	55,791,290	61,907,100